



3年ぶりに移動制限のない大型連休となりましたが、どのようにお過ごしでしたでしょうか？

我が家の近くの川では、300 旗を超えるこいのぼりが、泳いでおります。子育て世代やシニア世代、高校生など多くの市民ボランティアの方が開催してくれています。子どもたちの健やかな成長を願い、毎年の風物詩として、楽しませてもらっています。

子どもがバイトで高収入！親の税金は？

4月から卒業、進学などされ、新たにアルバイトをされるお子さんも多いのではないのでしょうか？大学生の場合、特定扶養親族（その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族）の控除は63万円受けられます。お子さんも、配偶者と同じで、年収により扶養になるか、ならないかが決まります。年間の収入が103万円以下であれば、扶養親族とすることができますが、扶養から外れた場合は、下記のような増税となります。

【課税所得別「大学生の子ども1人が扶養を外れた場合」の

扶養していた親の増税額】

親の課税所得金額	所得税・復興所得税の増税額	住民税の増税額	増税額の合計
195万円以下	33,100円	45,000円	78,100円
195万円超 330万円以下	66,300円		111,300円
330万円超 695万円以下	132,700円		177,700円
695万円超 900万円以下	152,600円		197,600円
900万円超 1,800万円以下	219,000円		264,000円
1,800万円超 4,000万円以下	265,400円		310,400円
4,000万円超	298,600円		343,600円

一口メモ バイトを始めるお子さん

給与収入が、**年間 103 万円を超えると・・・**

・親の扶養から外れます

給与収入が、**年間 130 万円を超えると・・・**

・自身の税金が発生します

・社会保険に加入しなければなりません

【勤労学生控除について】

勤労学生控除を利用できる人とは、

「年収が 100 万円を超えていて 130 万円以下の、学校に通っている人」です。

収入金額から給与所得控除（55 万円）を引いた後、さらに**勤労学生控除（27 万円）**を引いて税額を計算できるため、それだけ税金を低く抑えられます。

扶養を外れてバイトをする場合は、アルバイト先に『**勤労学生控除を受けたい**』という旨を連絡してください。そして年末調整の際に、『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』の「障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」の欄にある勤労学生の欄にある勤労学生の項目にチェックをつけて、バイト先に提出する必要があります。

社会保険は、アルバイトであっても、① 1 日または 1 週間の労働時間が、正社員の概ね 4 分の 3 以上であること、② 1 か月の労働日数が正社員の概ね 4 分の 3 以上であること、という 2 つの条件を両方とも満たす場合には、原則として、お子さん自身が、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

そうでなくても、**収入が130万円を超える見込み**であれば、社会保険の親の扶養家族から外れることとなり、お子さん自身で社会保険に加入しなければなりません。

【バイト収入と親子の影響のまとめ】

学生である子の年収		100万円以下	100万円～ 103万円以下	103万円～ 126万円以下	126万円～ 130万円以下	130万円超
学生（子）自身への影響	住民税	－	勤労学生控除により非課税		課税	
	所得税	－	勤労学生控除により非課税		課税	
	社会保険	－				徴収
親への影響	住民税	－	増税			
	所得税	－		増税		
	扶養控除	控除できる		控除できない		



【パスモやスイカのチャージ分の経理処理について】

パスモやスイカのチャージ分の経理処理について、どのように処理されているでしょうか？

交通費の精算は、経理担当者にとっても、それ以外の社員にとっても手間のかかる作業だと思います。

特に、外回りの多い営業社員については、支払いごとに精算するのは、面倒なので **PASMO (パスモ)** や

Suica (スイカ) などの交通系 IC カードにチャージ (入金) するたびに、その領収書で、

「旅費交通費」と会計帳簿に記載したくなり

ますよね。

しかし、その会計処理は、税務署のチェックが入る可能性があります。

交通系 IC カードは、昨今、電車やバス以外にも、コンビニエンスストアやレストランなどでも、利用できるところが増えています。

消費増税の負担緩和策であるキャッシュレス決済のポイント還元制度でも、交通系 IC カードが対象となっており、買い物に使用する頻度は、今後、ますます増えていくのではないかと思います。

そのため、**旅費交通費**として計上していても、個人的な商品の購入や飲食に利用している可能性は、ゼロではないと税務署は見るため、一律に、**旅費交通費**として会計処理するのは、避けた方がよいかと思われます。



誤解を生まないために、会計処理はチャージした時点では、「前払金」などの項目に計上し、移動に使用した分は、**「旅費交通費」**、コンビニなどで消耗品などを買ったなら**「消耗品費」**とするなど、チャージ分を実際に使用した時に、支出内容に合った科目に分類して精算しましょう。

経理担当者は、手間は増えますが、現金精算の時と同じように、支出の内訳を確認していただければと思います。



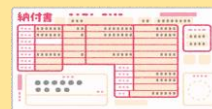
※源泉所得税の納期限(特例の場合)

源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、

7月10日までに、今年の1月

から6月に源泉徴収した金額を、

半年分まとめて納めることになります。



直前に慌てないよう事前に準備をしておきましょう。

※社会保険料の算定基礎届の提出

健康保険や厚生年金の保険料算定の基礎となる、標準報酬月額の設定時期がきました。

毎年7月に、その年の4月、5月、6月に支払われた報酬に基づいて9月1日からの標準報酬月額を決定しています。

手続きの対象となるのは、毎年7月1日にその会社に在籍し、社会保険に加入している社員(被保険者)全員ですが、**6月1日以降に被保険者となった方や、7月改訂の月額変更届を提出する方は、対象外**です。算定の基礎となる報酬には、**通勤手当や住宅手当等の手当も含まれ、現物支給**(定期券、食事、自社製品など)も**金銭に換算して報酬に含めますので注意が必要です。**

提出期限は7月10日と

なっています。



※スタッフブログ※

弊所ホームページにて、事務所スタッフによる**ブログ**を公開しております。

税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。< <http://ameblo.jp/yaraichotax/> >

優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心よりお
待ちしております。